

合理的な配慮の例

- 足が不自由な人に、段差がある場合に補助する。高いところにある商品を取って渡す。
 - 耳が不自由な人に、筆談や読み上げ、手話などのコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明する。
- ※右の写真のように、駐車スペースやトイレなどを整備することも合理的な配慮のひとつです。
- ※ただし、個人の状況や実態などにより、合理的な配慮は異なるため、必ずしも具体的な実例があるとは限りません。当事者との「対話」を通して、必要な「変更や調整」を新たに考えることが求められます。



対話から学ぶ「障害」

田川市人権・同和教育中央講座

9月28日、田川市民会館で「田川市人権・同和教育中央講座」が行われ、地域や学校、企業などの指導者層の人たち約160人が参加しました。

この日は、障害者通所施設「つくしの里」で活動する山下裕幸さんが登壇。「『障害って何?』～障害当事者の思いや願いから学ぶ～」と題して、同施設の施設長である野上芳江さんと鍋山公一文化生涯学習係長の3人で対談しました。山下さんは、障害を理由に不当な差別を受け、引きこもってしまった辛い過去や、つくしの里に通所して、かけがえのない仲間ができたこと、働いて初めて給料をもらったときの感動など、熱い思いを語りました。また、昨年7月に神奈川県相模原市で起こった障害者福祉施設「津久井やまゆり園」での無差別殺人事件に触れ「困難を乗り越えてきた私たちだからこそ、許せない。人の命は誰も支配してはいけない」と訴えました。対談の合間に、野上さんが山下さんや施設の仲間の活動などを紹介したほか、障害者差別を取り巻く状況や「障害者差別解消法」の要点を鍋山係長が解説。参加者は、山下さんの声から障害当事者の願いや「対話」することの大切さを学び、それぞれの立場で今後取り組むべき課題を確認しました。



▲自分の言葉でゆっくりと語りかける山下さん(左)



公平
Equity
イクイティ

人権週間特集
合理的な配慮を考える
「平等」と「公平」

平等
Equality
イクオリティ

「合理的な配慮」という言葉を知っていますか。これは昨年4月に施行された

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」で示された言葉です。誰もが暮らしやすい社会を実現するためには「合理的な配慮」を正しく理解し、実践することが大切です。

「暮らしにくい」という現実

私たちが暮らす社会は、大多数の人たちが「暮らしやすく」発展してきた社会です。戦後の目覚ましい経済成長の中で、社会機構や制度、生活環境が整えられてきた一方「暮らしにくさ」を抱えながら生活している人たちが今もなお存在しています。

そのような中、多様な人たちが同じ社会で共に生きていくための法律（障害者差別解消法）が施行され「合理的な配慮」の必要性が示されました。

「平等」ではなく「公平」に

障害のある人たちが暮らしにくさを感じる原因は社会的障壁です。設備や制度のほか、習慣、偏見など、日常生活を阻むさまざまな壁が存在します。「合理的な配慮」とは「異なる意見や見解を持つ誰をも満足させる、公正で理にかなった合意」のことで、これらの壁を取り除き、他の人と平等に人権が保障されるように、必要な「変更や調整」を

行うことです。

「他の人と平等に」という考え方は「誰にでも均一に同じことをする」ということではありません。その人が置かれている状況を十分に理解し「その人に合った変更や調整」によって実質的な平等を実現する（同じようになることをする）ことです。これが「公平」というもので「合理的な配慮」を実践するために最も重要な考え方です。

キーワードは「建設的対話」

「合理的な配慮」は、障害当事者や家族、支援者などから、社会的障壁を取り除いてほしいといった意思の表明（言語以外のさまざまな方法を含む）があったときに、個別に行われるべき「変更や調整」です。こうした個別の「変更や調整」には、物事をより良くしようとする積極的な姿勢で話し合う「建設的対話」を通して合意形成を図ることが必要不可欠です。大多数の人が「暮らしやすく」発展してきた社会の中で、私たちは、人権が守られていない人たちが

全世界が人権を考える「12月」

昭和23年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。続いて昭和25年の第5回国連総会で、この日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。日本では、昭和24年からこの日を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、全国で人権意識を高めるためのさまざまな啓発活動が行われています。